

請願・陳情の流れ



事前相談は随時行っています。
※要件が整っていない場合、受理できない場合がございますので、事前にご相談いただくと幸いです。

記入例を参考に作成し、議会事務局に提出してください。

定例会招集日7日前の午後5時までに受理したものを、その定例会で上程（委員会に送付）し、それ以後に受理したものは、次の定例会で上程（送付）します。

請願は本会議に上程し、紹介議員の趣旨説明、質疑を経て、委員会に付託されます。
陳情は委員会に送付します。審査は行いません。

委員会で専門的に審査します。

委員長が委員会での審査結果を報告します。

委員長報告後、質疑、討論を経て、裁決（採択 or 不採択）します。

請願者へ審査結果を文書で通知します。
また、採択された請願は、必要があればその結果を、市長などに送付します。